

企業主導型保育事業における病後児保育の実施について

1 企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応した保育サービスを拡大し、待機児童の解消を図ることを目的に、平成28年度に創設された国の助成事業です。

従業員の子どもを預かる事業所内保育を基本とした認可外保育施設ですが、定員の設定において、企業の判断で地域住民等が利用する「地域枠」を設定することができます。

【本市の状況（2019年7月1日現在）】

施設数：19施設（うち従業員枠のみ 1施設）

総定員：390人（うち地域枠 182人）

2 病後児保育について

（1）病後児保育の概要

病後児保育は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施する病児保育事業の一類型で、本市では、認可保育施設3カ所において実施しています。

【本市の実施状況】

対象者：認可保育施設を利用しており、生後6ヵ月経過後から就学前までの市内在住の児童

利用定員：17名（実施園3カ所の合計）

※ 病児保育事業は、対象児童の病状等により、病児対応型（当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないため集団保育が困難）、病後児対応型（病気の回復期で集団保育が困難）等の類型があります。

（2）子ども・子育て支援事業計画における位置づけ

本市の子ども・子育て支援事業計画において、病児・病後児保育事業に関する量の見込みと確保の内容を位置づけるとともに、病児・病後児保育の「確保方策の考え方」を次のとおりとしています。

病後児保育：今後の利用状況を見ながら増設を検討

病児保育：事業の実施を提案する事業者との協議等により検討

(3) 企業主導型保育事業における規定

企業主導型保育事業が病児保育事業を行う場合、「企業主導型保育事業助成要領」及び「助成申請、運営にあたっての留意事項（Q&A）」において、次のとおり規定されています。

ア 「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号）」に定める基準に準じて実施すること。

イ 児童福祉法第34条の18の規定により、あらかじめ都道府県知事に、第2種社会福祉事業の届出を行うこと。

このため、企業主導型保育事業において病児保育事業を行う場合は、第2種社会福祉事業の実施主体である市町村が企業と委託契約等を締結し、実施する必要があります。

3 企業主導型保育事業における病後児保育の実施について

この度、企業主導型保育事業の助成決定を受けた事業者から、病児保育事業の実施について提案を受け、現在、当該事業者と実施に向けた協議を進めており、2019年（令和元年）10月までに事業を開始する予定です。

【類型】 病後児対応型

【対象者】 認可外保育施設を利用しており、生後6ヵ月経過後から就学前までの児童

【定員】 3名

以 上

(事務担当 子ども青少年部 保育課)